

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年6月29日 |
| 【会社名】 | 株式会社ヤギ |
| 【英訳名】 | YAGI & CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 八木 隆夫 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府中央区久太郎町二丁目2番8号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ヤギ 東京支店 (東京都中央区日本橋小網町18番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長八木隆夫は、当社および当社の連結子会社ならびに持分法適用関連会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）および「当基準・実施基準の改訂について（意見書）」（同審議会 平成23年3月30日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、その基本的要素がそれぞれ有機的に結びつき、一体となって機能することでその目的を合理的な範囲で達成しようとするものですが、非定型的な取引等における判断の誤りなどには必ずしも対応しきれないなど固有の限界を有しており、財務報告の虚偽記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、関係する責任者あるいは担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社3社および持分法適用関連会社1社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、一定の複数会計期間に一度の頻度で評価を実施しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、過去3期の業績の平均値を用い、連結売上高の2/3に達している事業拠点1社を「重要な事業拠点」として選定するとともに、質的重要性を考慮し3社を「質的に重要な事業拠点」として追加選定いたしました。

評価対象として選定した重要な事業拠点および質的に重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としての「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても財務報告への影響が大きいものとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末（平成29年3月31日）現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。